

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関（注1）」という。）と金融取引を行っている札幌市内の中小企業（法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」又は「事業実態のある事業所が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。）で、次の(1)(2)(3)いずれにも該当すること。

- (1) 指定金融機関からの直近（注2）の借入金残高（注3）が金融機関からの直近の総借入金残高（注4）に占める割合が10%以上であること。
- (2) 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
- (3) 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

（注1）指定金融機関は、経済産業省告示「指定金融機関リスト」によるものとします。

指定期間は原則6か月間です。1月1日に1～6月指定分、7月1日に7～12月指定分が中小企業庁のHP

(http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm)に掲載されます。

指定期間内に認定申請を行うことが必要です。

（注2）「直近」は、申請日から1か月以内とします。

（注3）「指定金融機関からの直近の借入金残高」及び「金融機関からの直近の総借入金残高」には、割引手形（手形割引）、商業手形、支払承諾の金額は含めません。

（注4）「金融機関からの直近の総借入金残高」でいう「金融機関」は、銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、保険会社、信託会社、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫とします。

2 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書、金融機関からの借入金に関する資料に必要事項をご記入のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

なお、申請受付時間は9:00～12:00、13:00～16:30です。

共通書類	- 借入を行っている金融機関全ての、直近（申請日から1か月以内）及び前年同日の残高証明書 - 委任状 ※金融機関等が代理で申請する場合
法人の場合	- 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し - 決算報告書の写し（直近1期分）
個人の場合	確定申告書の写し（直近1期分） ※事業所の所在地を確認できるもの

- (2) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。
- (3) 認定書の発行日から30日以内に、信用保証協会へ申込をする必要がございます。

【相談・申請受付窓口】

札幌中小企業支援センター

所在地: 札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センタービル2階
電 話: 011-200-5511

【制度の運用】

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部

商業・経営支援課金融・経営支援担当係
所在地: 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎 15 階

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
申請者 企業名
代表者
電話番号

私は (以下「指定金融機関」という。)
が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、
借入れの減少が生じ、経営の安定に支障を生じておりますので、中小企業信用保険法第 2
条第 5 項第 7 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 金融機関からの総借入金残高のうち、指定金融機関からの借入金残高の占める割合

$$\frac{A}{B} \times 100 \quad \%$$

A : 年 月 日の指定金融機関からの借入金残高 円

B : 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円

- 2 指定金融機関からの借入金残高の減少率

$$\frac{(D - C)}{D} \times 100 \quad \%$$

C : 年 月 日の指定金融機関からの借入金残高 円

D : 年 月 日 (C の前年同期) の指定金融機関からの借入金残高 円

- 3 金融機関からの総借入金残高の減少率

$$\frac{(F - E)}{F} \times 100 \quad \%$$

E : 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円

F : 年 月 日 (E の前年同期) の金融機関からの総借入金残高 円

札幌商第 号
令和 年 (年) 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期限: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

札幌市長 秋 元 克 広

(留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 信用保証協会への申込期限内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

金融機関からの借入金に関する資料

金 融 機 関 名	年 月 日の 借入金残高(直近)	年 月 日の 借入金残高(前年同期)
「指定金融機関」記載欄	A(C)= 円	D= 円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
合 計 (総借入金残高)	B(E)= 円	F= 円